

第22回燕市都市計画審議会 次第

日 時 令和5年1月6日（金）
午後3時～

会 場 燕市役所3階 会議室301

1. 開 会

2. あいさつ

3. 協議事項

(1) 燕市都市計画マスタープラン（素案）について

4. その他

5. 閉 会

第22回都市計画審議会

【会議資料】

場所 燕市役所 301会議室

日時 令和5年1月6日(金)
15時00分～

燕市 都市計画課

1. 都市計画マスタープラン策定の経過

改定の趣旨

現行の都市計画マスタープランは、合併した新市として目指すべき都市の将来像と課題をふまえた都市計画に関する基本的な方針を定めるために平成22年3月に策定されました。

現計画では、人口減少・少子高齢化の進展、厳しい財政状況、地球環境問題への対応など都市を取り巻く社会経済情勢の変化に対応するため、従来の「拡散型」から「集約型」の都市構造へ転換することを目標とし、令和7年を目標年としています。

現計画の策定から10年余りが経過し、人口減少、少子高齢化のさらなる進行、大規模自然災害への対応、IT技術の進展、公共施設やインフラ施設の老朽化など、燕市を取り巻く状況が大きく変化し続けており、このような社会情勢の変化や都市の変化を踏まえたまちづくりを推進していくため、目標年を前に令和2年度から都市計画マスタープランの見直しに着手しました。

改定の経過

項目	令和2年度		令和3年度				令和4年度						
	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	1月	2月	3月	
作業内容	アンケート調査	現状分析	素案の作成								パブコメ	最終案の作成	公表
策定委員会					第1回委員会	第2,3回委員会		第4回委員会	第5回委員会				
市議会への説明・報告						中間報告			素案の説明			最終案の報告	
都市計画審議会への説明報告						中間報告				素案の説明		諮問答申	

2. 都市計画マスタープランとは

(1) 都市計画マスタープランとは

- 都市計画マスタープランは、市民の意見を反映しながら、市町村がその創意工夫のもとに、地域における実現すべき具体的な都市の将来像とまちづくりに関わる施策の体系的な指針を定めるものであり、都市計画法第18条の2に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な指針」のことを言います。
- 国の指針では、住民の意見を反映し、まちづくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、地区別のあるべき市街地像を示し、地域別の整備方針、地域の諸施設の計画等を定めるものとしています。
- 都市計画マスタープランに基づいて土地利用における規制・誘導や道路・公園をはじめとした都市施設の整備等が計画されます。

(2) 都市計画マスタープランの役割

- 実現すべき具体的な都市の将来像を示します。
- まちづくりに関わる施策の体系的な指針を定めます。
- 市民や事業者及び関係機関の連携を促し、協働によるまちづくりを進めます。

(3) 都市計画マスタープランの位置づけ

- 上位計画となる「第3次燕市総合計画」とともに、新潟県が定める「燕弥彦都市計画区域マスタープラン」に即します。
- 関連計画の「燕・弥彦地域公共交通網形成計画」や「燕市公共施設等総合管理計画」等との連携・調整を図ります。

3. 都市計画マスタープランの構成

都市計画マスタープランは、まちの将来像やまちづくりの目標、将来都市構造などのまちづくりの方針と、土地利用や交通体系、都市施設などの分野別の具体的な方針を示した「全体構想」、燕・吉田・分水の3地区に分け、各地区のまちづくりの目標や方針などを示す「地区別構想」、全体構想と地区別構想の実現に向けた取組について示す「実現化方策」で構成します。

全体構想

- 都市計画マスタープランの役割や位置づけ、目標年次など
- 燕市をとりまく現況
- まちづくりの理念と目指すべき将来像
- 分野別の具体的な方針



地区別構想

- 地域ごとに、全体構想を踏まえたまちづくりの方針



実現化方策

- 実現化に向けた取組

都市計画マスタープランの基本条件

■目標年次：おおむね20年

■計画対象区域：燕市全域

■人口フレーム：令和22年に63,476人となる見通しが示されています。

4. 全体構想 [社会経済状況の変化]

① 少子高齢化・人口減少の進展

- ・我が国では、少子高齢化が急速に進展した結果、平成20年をピークに総人口が減少に転じています。
- ・人口減少と並行して、高齢化が進展しており、この傾向は今後もますます顕著になると見込まれています。

② SDGsへの取組

- ・SDGsは17のゴール・169のターゲットから構成され、世界各国が取り組むユニバーサル(普遍的)なものであり、日本においても積極的に取り組んでいくことが求められています。

③ DX(デジタル・トランスフォーメーション)の動き

- ・新型コロナウイルス感染症拡大を契機に、社会全体のデジタル化、オンライン化が急速に進む中、他分野にわたる都市の課題解決、持続可能なまちづくりのため、まちづくりDXに取り組む必要があります。

④ 多様性を認め合う共生社会の実現に向けた社会の変化

- ・地域社会と繋がりながら、安心して生活を送ることができるようにするため、「地域共生社会」の実現が求められているとともに、誰もが生き生きとした人生を送ることができる社会を目指す必要があります。

⑤ 激甚化、頻発化する自然災害への懸念

- ・近年の災害の激甚化・頻発化に対し、安全・安心な社会経済活動の基盤となるインフラの老朽化への対応や地域防災力の強化など「安全」なまちづくりの推進が求められています。

⑥ カーボンニュートラルに向けた動きの活発化

- ・国は、「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわちカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」と宣言しています。燕市においても、「燕市ゼロカーボンシティ宣言」を行いました。

⑦ 地方分散型社会への移行

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大による外出自粛などをきっかけとして、地方への移住の関心が高まっていることから、燕市を移住先として選んでいただくための取組を展開していく必要があります。

5. 全体構想 [まちづくりの理念と目指すべき将来像]

(1) まちづくりの理念と将来像

- 燕市の最上位計画である総合計画を踏まえ、都市計画の視点で理念と将来像を定めます。
- 理念の中心にある『人』と将来像に込められた『自然』『産業』は、将来のまちづくりにおいても重要な要素であることから総合計画の理念を踏襲します。
- また、金属加工をはじめとする「ものづくり産業」は、市の発展に大きく貢献してきました。このものづくり産業から”磨く”や”輝く”の言葉を、まちづくりの理念と将来像に盛り込み、ものづくりの技術のように、誇りと責任、愛着を持ちながら、まちを磨いて、市民一人ひとりが輝き、そして子どもたちが夢と誇りを持てる、持続可能なまちづくりを推進します。

■まちづくりの理念と将来像

『人と自然と産業が共生する夢のある都市(まち)』

～みんなが輝く持続可能なまちづくり～

(2) まちづくりの目標と課題

■まちづくりの目標

- 目標1 ものづくり産業の飛躍とまちなかの魅力向上で賑わいがあふれるまち
- 目標2 拠点の機能強化と地域資源の活用で多くの交流を創るまち
- 目標3 多様な拠点を公共交通サービスで結ぶ移動しやすく暮らしやすいまち
- 目標4 高まる自然災害リスクから暮らしを守る安全・安心なまち
- 目標5 自然環境田園風景との調和と脱炭素社会を実現するまち

■目標実現のための主要課題

- (1) 産業活動のための基盤整備と都市機能の集積
- (2) 観光拠点の整備と地域資源の魅力向上
- (3) 拠点の連携強化と移動手段の確保
- (4) 防災対策の総合的・重層的な取組
- (5) 自然環境との共生と環境負荷の低減

分野別の方針

6. 全体構想 [将来都市構造]

燕市の目指す将来の骨格的な都市構造を以下に示します。

【都市構造を表す“4つのエリア”】

市街地 エリア

… 人口減少、既存市街地内の空き家・空き地の状況を踏まえた将来の市街地。都市機能の集積による持続可能な都市の実現を図る地域。

産業 エリア

… 基幹産業の工業系施設と物流機能が集積する地域。基盤整備により生産性の向上を図る地域。

田園 エリア

… 市街地周辺に広がる既存集落地、及び豊かな田園を有する地域。田園に囲まれたゆとりある居住環境により、自然との共生を図る地域。

自然観光 エリア

… 自然環境や景観の保全を図る地域。周辺の豊かな自然や歴史、文化資源を活かした市民や観光客の憩い、自然体験のための空間及び観光資源として利活用を図る地域。

【都市構造の骨格となる“3つの軸”】

◀▶▶▶▶ **広域連携軸** … 通勤通学など日常生活や経済活動、観光産業、救急医療搬送を支える軸。

◀▶▶▶▶ **地域連携軸** … 近隣市町村との連携を支える軸であるとともに、各拠点を有機的に連携する軸。

◀▶▶▶▶ **自然環境軸** … 燕市の原風景である自然環境の保全と景観形成を図る軸で、自然環境の骨格となる軸。

【都市構造の核となる“7つの拠点”】

● 広域連携拠点

▶ 各種都市機能を集積し、多様な来訪者が集い賑わう燕市の玄関口としてふさわしい商業やビジネスの拠点として、高密度な土地利用や都市施設の充実を図ります。

● 賑わい交流拠点(新たな拠点)

▶ 公共施設が集積した多様な人々が集う交流拠点として、また、県央基幹病院開院後の人流の変化を想定した拠点形成を図ります。

● 行政拠点

▶ 行政機能及び必要最低限の生活利便施設が集積し、利便性が高く市民に親しまれる新たな都市核に相応しい拠点形成を図ります。

● 生活拠点

▶ これまでの生活基盤や地域固有の歴史・文化を活かしつつ、都市機能の適正な見直しを踏まえた新たな働き方・住まい方に対応した拠点形成を図ります。

● 文化・交流拠点

▶ 市民の文化活動のための施設の充実や、やすらぎや憩いの場の環境整備を図るなど、各施設の特徴を活かした拠点形成を図ります。

● 医療拠点

▶ 地域の医療を支える県立吉田病院と、県央基幹病院を医療拠点に位置づけ、県央圏域の医療再編を踏まえつつ、ER救急や高度・専門的医療の提供、通院や救急搬送の円滑化など、充実した地域医療を支援する拠点形成を図ります。

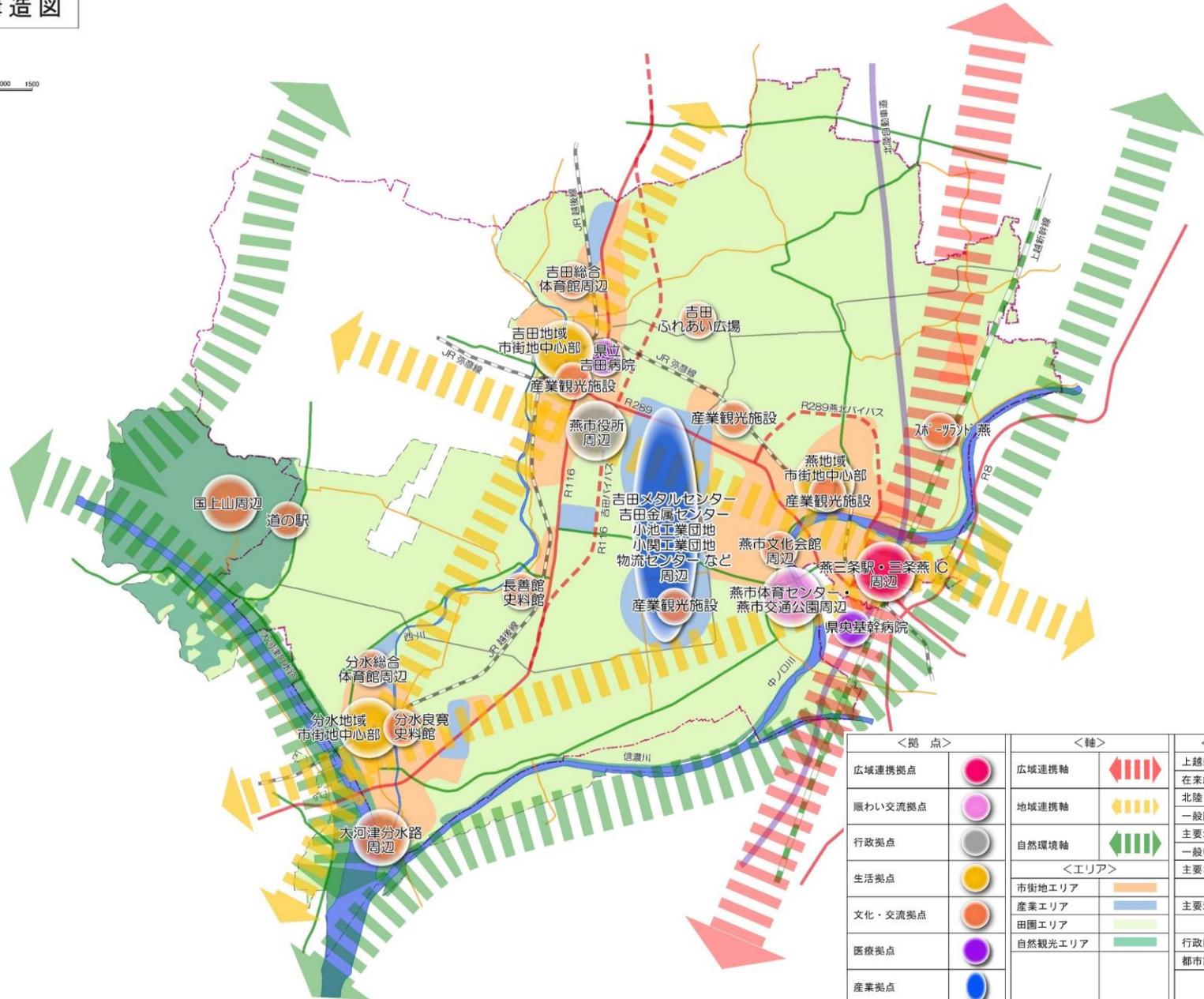
● 産業拠点

▶ 高速道路や近隣市町村へのアクセスの向上のほか、国内外からの関心の高まりによる需要拡大に応じた基盤整備により、ものづくり産業の更なる飛躍に向けた拠点形成を図ります。

6. 全体構想 [将来都市構造]

将来都市構造図

500m 0 500 1000 1500



<拠点>		<軸>		<鉄道・幹線道路>	
広域連携拠点		広域連携軸		上越新幹線	
賑わい交流拠点		地域連携軸		在来線	
行政拠点		自然環境軸		北陸自動車道	
生活拠点		<エリア>		一般国道	
文化・交流拠点				主要地方道	
医療拠点		市街地エリア		一般県道	
産業拠点		産業エリア		主要市道	
		田園エリア		<河川>	
		自然観光エリア		主要河川	
				<区域>	
				行政区域	
				都市計画区域	

7. 全体構想 [分野別の方針 (土地利用の方針)]

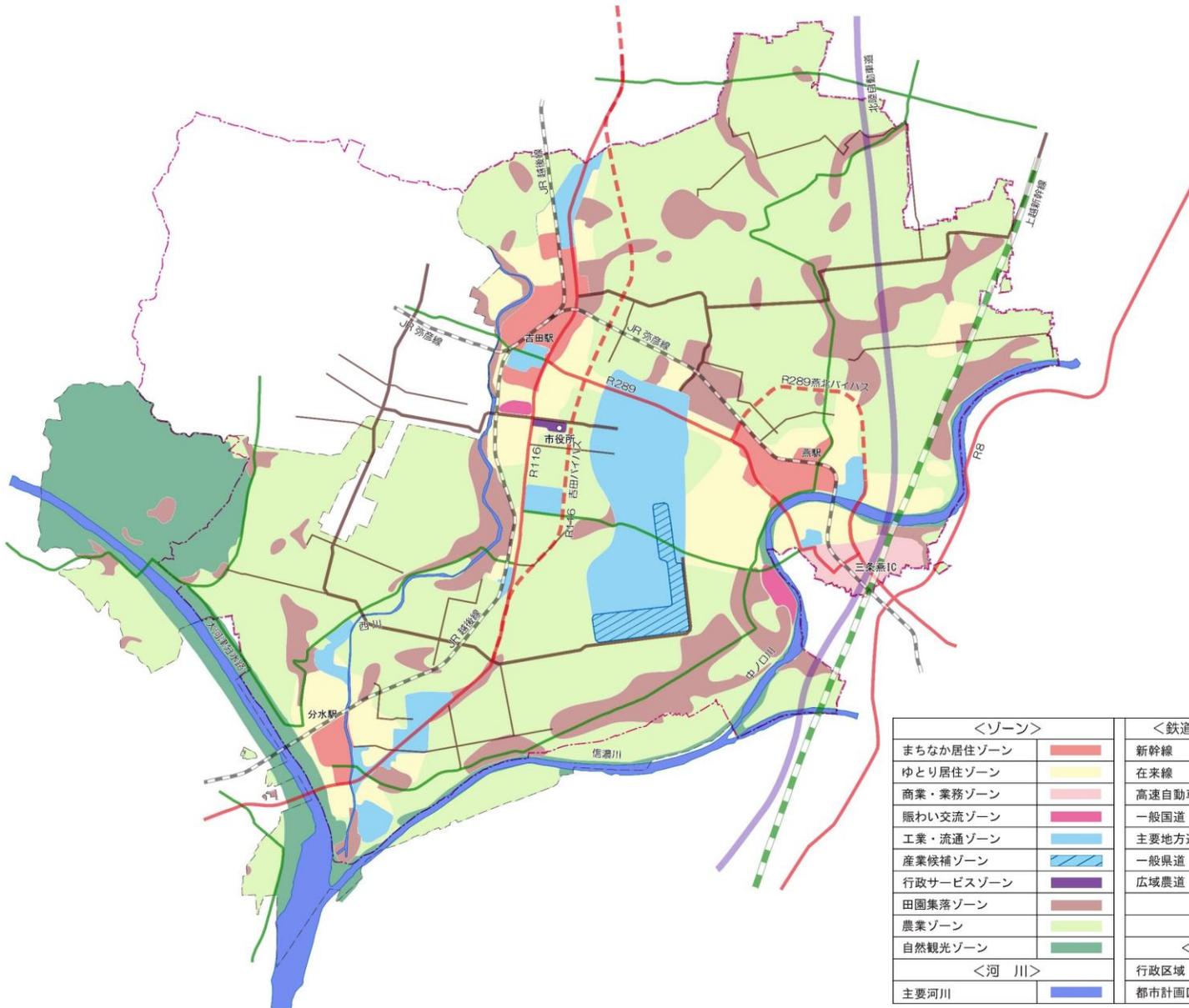
(1) 土地利用(ゾーニング)

まちなか居住ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・比較的高度な都市機能の集積を図るため、商業施設や埼葛関連施設などの立地を誘導し、都市機能の集積による中心市街地の賑わい創出に取り組みます。 ・居住環境の整備やコミュニティ機能の拡充を図るとともに、空き家・空き地の有効活用を推進します。
ゆとり居住ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通の充実した、コンパクト都市実現のために、必要な最低限の施設(比較的小規模な商業施設や生活関連施設)の立地誘導を図り、ゆとりある居住環境を形成します。
商業・業務ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・上越新幹線燕三条駅、北陸自動車道三条燕インターチェンジ周辺には、大型商業施設や業務施設が集積しているため、市民のみならず広域から人が集い、多様な活動が営まれるゾーンとします。 ・交通結節点としての優位性を活かした人流増加に向けた取組を推進します。
賑わい交流ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・大曲地区の燕市産業史料館や燕市体育センター、燕市交通公園、こどもの森、新たに整備する全天候型子ども遊戯施設等の観光・スポーツ・レクリエーション施設周辺地域及び吉田地区の卸売市場移転地とその周辺地域については、多様な世代の交流の場を創出するゾーンとします。
工業・流通ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・工業機能、物流機能が集積したメリットを活かして、工業や物流産業のさらなる発展や就労の場の充実を図るため、開発需要に応じた効率的な基盤整備などを推進します。 ・市中央部の小池工業団地等の南側を中心とする隣接地は、産業候補ゾーンとして、農業政策との調整を図りながら産業用地の確保・整備を図ります。
行政サービスゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所周辺は、行政・公共的機能が集積する行政機能の中心となるゾーンとします。 ・都市核としての拠点形成のため、公共施設及び生活利便施設の集積を図ります。
田園集落ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・景観への配慮に欠けた開発行為を抑制しつつ、燕市が有する特性・ポテンシャルを発揮するために、田園環境・景観に最大限配慮したうえで、土地利用の転換について検討します。 ・地域の良好な居住環境や地域コミュニティの維持を図ります。
農業ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・農地の荒廃を抑制するため、環境の整った農地等、優先的に保全すべき農地を整理すると同時に、都市的土地利用の需要拡大等に対し、土地利用の転換について検討します。 ・営農条件の良好な地域は、生産環境を維持し、生産性向上の推進等を図ります。
自然観光ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な動植物の生息地域であり、地域の貴重な資源として自然環境や景観の保全を図ります。 ・観光資源などとして利活用を図る地域は、環境への影響に配慮しつつ、必要な環境整備を検討します。

7. 全体構想 [分野別の方針(土地利用の方針)]

土地利用方針図

500m 0 500 1000 1500



<ゾーン>		<鉄道・幹線道路>	
まちなか居住ゾーン		新幹線	
ゆとり居住ゾーン		在来線	
商業・業務ゾーン		高速自動車道	
賑わい交流ゾーン		一般国道	
工業・流通ゾーン		主要地方道	
産業核補ゾーン		一般県道	
行政サービスゾーン		広域農道	
田園集落ゾーン			
農業ゾーン			
自然観光ゾーン			
<河川>		<区 域>	
主要河川		行政区域	
		都市計画区域	

(2)市街地整備の方針

1)用途地域見直し

- ・ものづくり産業の競争力を高めるため、工業地としての利便増進を図る地域における用途地域の見直しを検討します。
- ・未利用地が集積している地域においては、用途地域の除外を含めた見直しを検討します。

2)低未利用地の対応

- ・空き家や空き地などを有効に活用するとともに、公共公益施設等の再編を行うなど、市街地の規模や役割に応じた効率的な土地利用を図ります。

3)密集市街地の対応

- ・燕、吉田、分水地区の市街地中心部に存在する、都市基盤がぜい弱な密集市街地において、安全・安心な市街地の形成を図るため、民・官共同の小規模な市街地開発事業等を検討します。

4)移住・定住の促進

- ・働き盛り世代の移住・定住の促進を図るため、居住系ゾーンや商業・業務ゾーンの住宅地は職住が近接する立地を活かした良好な居住環境を整備します。

7. 全体構想 [分野別の方針(土地利用の方針)]

(3)市街地周辺の幹線道路周辺の整備

- ・国道289号沿道、国道116号吉田バイパスの交差点において、良好なアクセス性を活かした土地利用を検討します。
- ・国道289号燕北バイパス及び国道116号吉田バイパス沿線の無秩序な開発を抑制し、沿線開発の適切な土地利用の誘導を図ります。
- ・幹線道路の整備による移動時間の短縮、輸送の効率化、利便性向上などの効果を活かして企業立地の促進、産業の振興を図ります。

8. 全体構想 [分野別の方針 (交通体系)]

(1) 交通体系整備の方針

1) 移動手段の持続的な確保

- ・公共交通網形成計画に基づくネットワークの見直しや、中長期的視点での新たなモビリティサービスの導入の検討を行います。
- ・交通拠点は、乗り継ぎや利用環境の改善、ユニバーサルデザインに配慮した環境整備と情報提供を関係機関へ要望します。

【ネットワーク見直しの例】

- 上越新幹線燕三条駅周辺の三条市立大学の開校や、県央基幹病院の開院に伴う人流の変化への対応
- 鉄道の利用者が大幅に減少し、危機的状況にある線区への対応

①自動車交通の確保	・骨格となる幹線道路では、公共交通との連携に配慮しながら、円滑な交通の確保を図ります。また、適正な都市内道路網の配置・整備を図ります。
②鉄道交通の方針	・JR上越新幹線、JR越後線、JR弥彦線は通勤・通学者や高齢者にとって重要な交通機関であることから、関係機関に対して運行本数の維持や利用しやすい車両、施設の導入、改良を要望します。
③バス交通の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者ニーズにあった運行体系への改善や施設の整備、鉄道交通との連絡性の改善による利便性の向上に努めます。 ・高速バス、路線バスは、路線維持と乗り継ぎ改善を関係機関へ要望します。また、循環バスは、主要拠点へのアクセスの確保、利便性向上を図ります。 ・予約制乗り合いワゴン車は、交通空白地解消や移動しやすさの向上を図ります。また、持続的な手段とするため、利便性の向上や広報の強化などによる利用拡大に努めます。

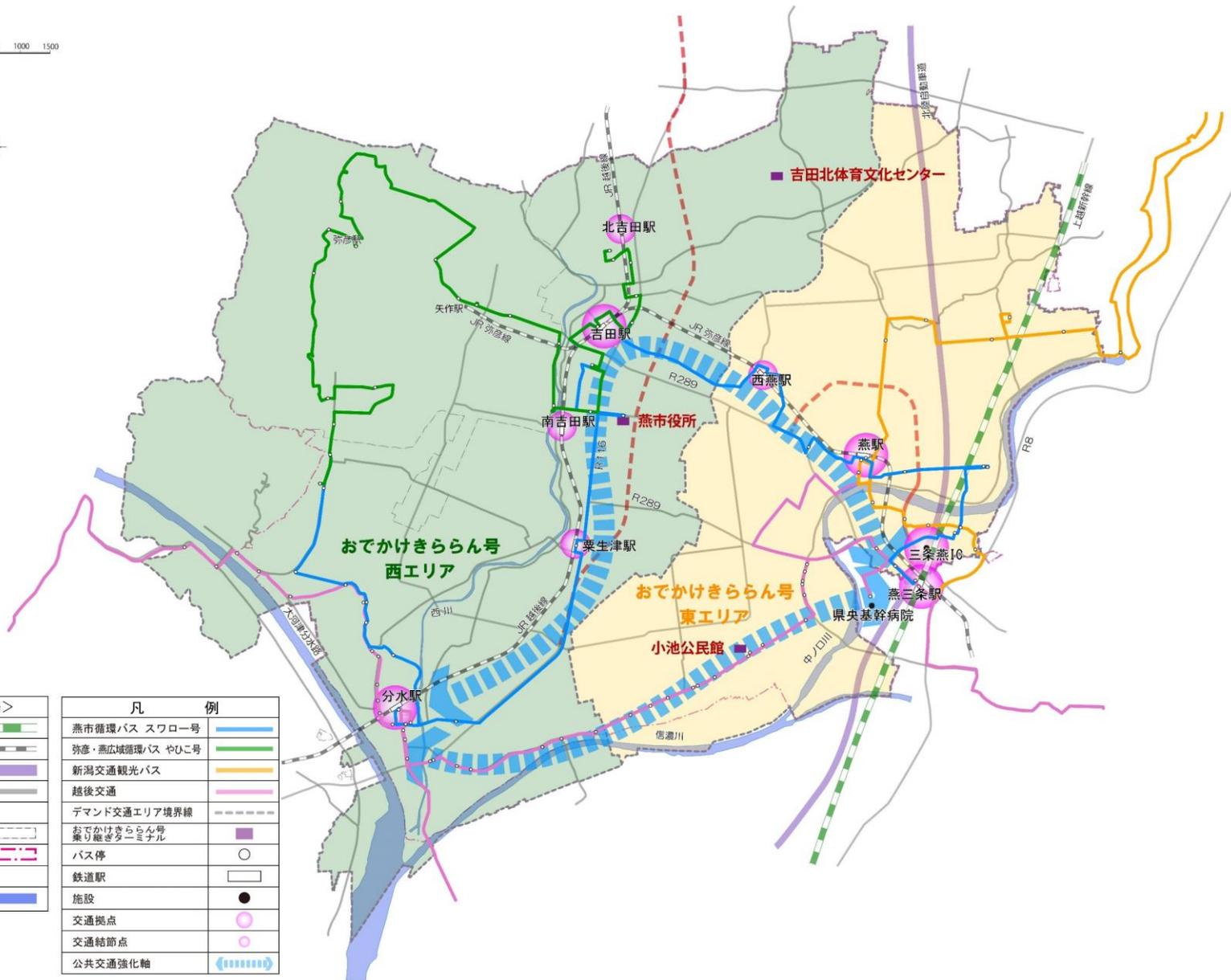
2) 脱炭素等の取組

- ・過度に自動車に依存しない都市交通を実現するため、公共交通の利便性を向上し、まちづくりと連携して歩行者の移動空間の確保やネットワーク化を図ります。
- ・公共交通の利用促進により、環境負荷の低減を図り脱炭素社会の実現に向けて取り組みます。

8. 全体構想 [分野別の方針(交通体系)]

交通体系方針図

500m 0 500 1000 1500



<鉄道・幹線道路>	
新幹線	
在来線	
高速自動車道	
幹線道路	
<区域>	
行政区域	
都市計画区域	
<河川>	
主要河川	

凡	例
燕市循環バス スワロー号	
弥彦・燕広域循環バス やひこ号	
新潟交通観光バス	
越後交通	
デマンド交通エリア境界線	
おでかけきららん号 乗り継ぎターミナル	
バス停	
鉄道駅	
施設	
交通拠点	
交通結節点	
公共交通強化軸	

9. 全体構想 [分野別の方針 (環境・景観)]

(1) 環境・景観形成の方針

1) 豊かな自然環境の保全

① 緑の保全・活用	<ul style="list-style-type: none"> ・国上山とその周辺の自然緑地や河川緑地等の生態系の維持に努めます。 ・大河津分水路の桜並木は市民とともに活用と保全を推進します。 ・地域の主要な公園・緑地を、市民が身近に緑とふれあえる拠点として位置づけ、活用を図ります。
② 河川の保全・活用	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境の保全や景観に配慮しながら市民に親しまれる河川周辺の環境整備を推進します。
③ 水と緑のネットワークづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・自然緑地や緑の拠点に位置付けた公園・緑地などと水辺環境を有機的に結ぶことにより、市民が緑とふれあうことのできる水と緑のネットワークの形成を図ります。

2) 居心地の良い景観の形成

① 自然景観	<ul style="list-style-type: none"> ・山々の眺望や田園風景、河川空間等の水と緑の景観は、郷土を象徴する景観資源として保全するとともに、周辺の都市景観との調和を図ります。
② 歴史的景観	<ul style="list-style-type: none"> ・景観形成上重要な建造物や史跡、樹木などを保全するとともに、良好な景観形成を図ります。
③ 田園集落景観	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地周辺に豊かに広がる農地と集落地からなる田園集落景観は、市民がふるさとを意識する大切な原風景として、保全を図ります。

3) 脱炭素等の取組

- ・カーボンニュートラルへの取組などによる**脱炭素社会の実現を推進**します。
- ・公共施設に対する**再生エネルギーの導入**、公共施設内における**緑化**を推進します。

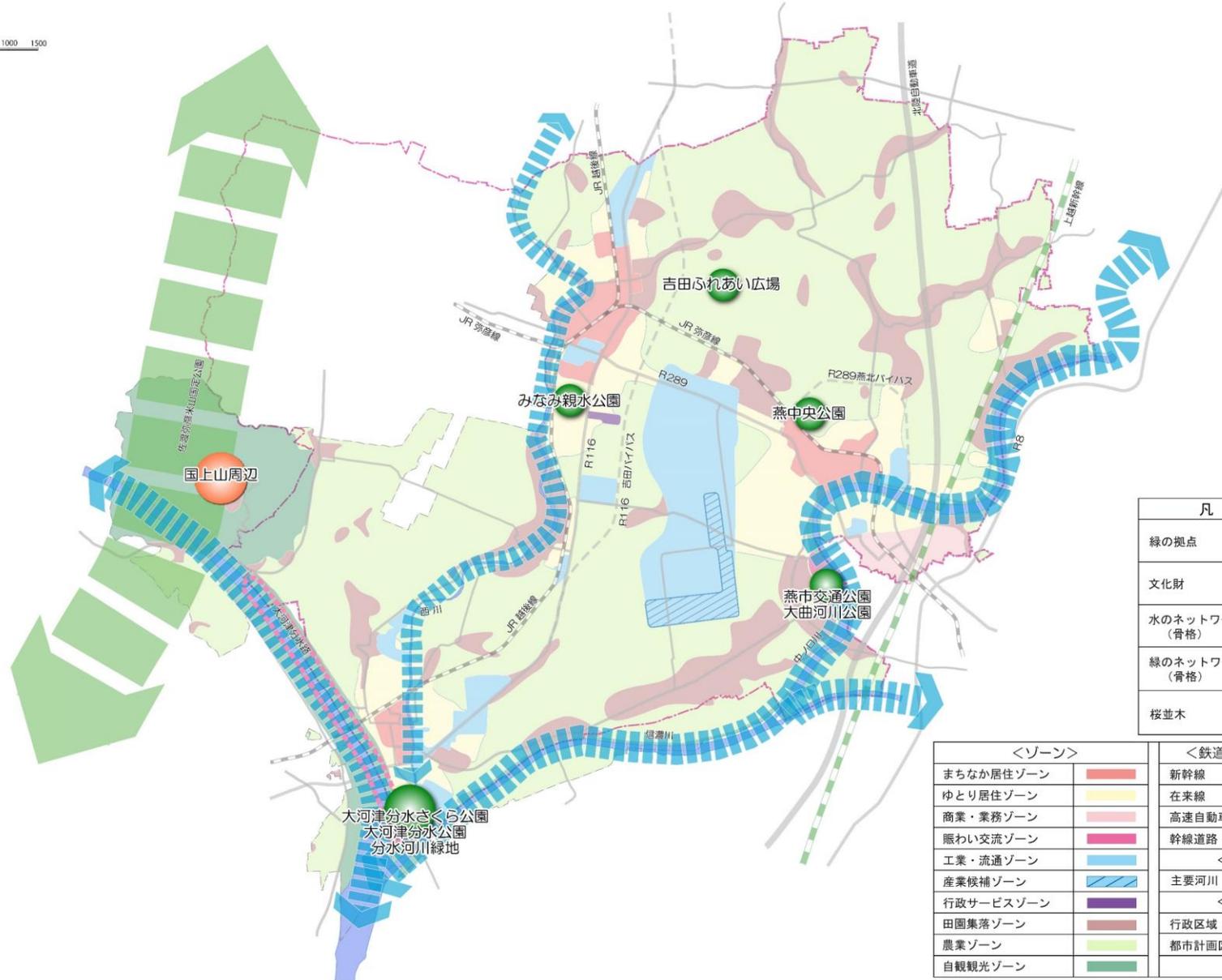
4) 地域への愛着や誇りを醸成する取組

- ・景観に関する**知識の普及・啓発活動**を推進するとともに、**景観整備に対する支援策を検討**します。
- ・自然景観・歴史景観を活用した観光振興、交流・応燕（援）人口の創出を図ります。

9. 全体構想 [分野別の方針(環境・景観)]

環境・景観方針図

500m 0 500 1000 1500



凡	例
緑の拠点	
文化財	
水のネットワーク (骨格)	
緑のネットワーク (骨格)	
桜並木	

<ゾーン>		<鉄道・幹線道路>	
まちなか居住ゾーン		新幹線	
ゆとり居住ゾーン		在来線	
商業・業務ゾーン		高速自動車道	
賑わい交流ゾーン		幹線道路	
工業・流通ゾーン		<河川>	
産業候補ゾーン		主要河川	
行政サービスゾーン		<区 域>	
田園集落ゾーン		行政区域	
農業ゾーン		都市計画区域	
自観観光ゾーン			

10. 全体構想 [分野別の方針 (都市施設)]

(1) 都市施設(道路)の方針

1) 暮らしやすい・働きやすい市街地形成

- **幹線道路の整備促進**を図り、市街地の渋滞緩和を推進します。
- 周辺都市や **産業・観光拠点の連携強化**により、人流・物流の活性化を図ります。

① 広域幹線道路	・国道116号、国道289号、主要地方道燕地蔵堂線、燕分水線(国道116号以東)及び国道116号吉田バイパス、国道289号燕北バイパス等を位置付けます。
② 幹線道路	・主要地方道吉田弥彦線、燕分水線(国道116号以西)、一般県道五千石巻新潟線等の県道並びに広域農道を位置づけ、関係機関と調整を図りながら必要な改良・整備を促進します。 ・主要施設への アクセス道路の整備や、身近な道路の整備を計画的に推進 します。
③ 補助幹線道路	・都市計画道路などを位置づけ、区域内で発生集中する交通を効果的に分散させるとともに、 都市活動を支える市街地の骨格を形成 します。
④ 生活道路	・住宅地へのアクセス道路の 適正な配置・整備 を図るとともに、 歩道や街路灯、街路樹などの整備 を進めます。

○ 新たな生産物流ネットワークの形成

- ・新たな生産物流拠点へのアクセス道路となる **幹線道路の整備**を促進します。
- ・特に長期的な視点で検討が必要な道路や橋梁等の道路ネットワーク整備については、現在、整備中の事業の進捗や **産業の活性化などの環境変化に応じて必要性を検討**することが重要です。

2) 都市計画道路の整備方針

- ・長期未着手道路の見直しの検討結果を踏まえ、必要な道路整備を進めます。

3) 歩行空間・自転車走行空間等の安全性・快適性の確保

① 歩行空間・自転車走行空間の安全・安心

- ・ **歩道のバリアフリー化**の推進や通学路の **交通安全対策**の促進、**自転車通行空間の確保**などを推進します。

② 道路空間の安全性・快適性

- ・ **消融雪施設**の整備や、円滑な **道路除雪**を推進するとともに、適切な維持管理を推進します。
- ・道路や、橋梁の定期的な点検・修繕など、**計画的な維持管理**を推進します。

10. 全体構想 [分野別の方針 (都市施設)]

都市施設 (道路) 方針図

500m 0 500 1000 1500



項目	凡例
都市計画道路	→
広域幹線道路	
幹線道路	———
補助幹線道路	———
長期的な視点で検討が必要な道路	⇄⇄⇄⇄

<ゾーン>		<鉄道・幹線道路>	
まちなか居住ゾーン	■	新幹線	———
ゆとり居住ゾーン	■	在来線	———
商業・業務ゾーン	■	高速自動車道	———
賑わい交流ゾーン	■	一般国道	———
工業・流通ゾーン	■	主要地方道	———
産業候補ゾーン	■	一般県道	———
行政サービスゾーン	■	広域農道、その他	———
田園集落ゾーン	■		
農業ゾーン	■		
自然観光ゾーン	■		
<河川>		<区 域>	
主要河川	———	行政区域	———
		都市計画区域	———

10. 全体構想 [分野別の方針 (都市施設)]

(2) 都市施設(公園)の方針

1) 公園・緑地の機能充実

- ・公園・緑地など豊かな暮らしに関わる**施設の効率的な活用**を図ります。

2) 効率的な管理

- ・**老朽化した公園遊具・施設の改修**を計画的に進めます。
- ・**小規模公園の統廃合**を検討し、効率的な管理運営を推進します。
- ・維持管理への**市民・民間の参入**を促進します。

(3) 都市施設(下水道)の方針

1) 持続可能な整備と維持管理

- ・土地利用の動向や人口分布状況と整合を図り、事業効果の高い地域から順次、下水道の整備を推進します。
- ・「ストックマネジメント計画」に基づき、**幹線下水道管の改修**を推進します。
- ・下水道認可区域外においては、合併処理浄化槽の整備を促進します。
- ・し尿・浄化槽汚泥の下水終末処理場への直接投入による**生活排水処理の一元管理**を検討します。

(4) その他の施設の方針

1) 計画的な維持管理と利便性向上

- ・**施設の統合や共用、適正規模による効率化**を図りつつ、利用者の利便性の高い拠点周辺に配置し、効率的な維持管理と利便性向上を図ります。
- ・公共施設のバリアフリー化を推進します。
- ・施設の新築や改築・増築を行う場合には、施設を複合化するなど、**施設総量の抑制や維持管理費用の縮減**についても検討を行います。

2) 効率的な管理

- ・公共施設の管理運営や移転・統廃合による**跡地の活用**を図ります。
- ・公共施設の管理運営における**官民連携の取組**を検討します。

10. 全体構想 [分野別の方針 (都市施設)]

都市施設 (都市基幹公園) 方針図

500m 0 500 1000 1500



凡 例			
項 目	整備済	整備中 未着手	
都市計画公園	街区公園	●	○
	近隣公園	■	□
	地区公園	■	
	緑 地	■	
都市公園	街区公園	●	
	近隣公園	■	
	地区公園	■	
	総合公園	■	
緑 地 (1ha未満)	▲		

<ゾーン>		<鉄道・幹線道路>	
まちなか居住ゾーン	■	新幹線	■
ゆとり居住ゾーン	■	在来線	■
商業・業務ゾーン	■	高速自動車道	■
賑わい交流ゾーン	■	幹線道路	■
工業・流通ゾーン	■	<河 川>	
産業候補ゾーン	■	主要河川	■
行政サービスゾーン	■	<区 域>	
田園集落ゾーン	■	行政区域	■
農業ゾーン	■	都市計画区域	■
自観観光ゾーン	■		

11. 全体構想 [分野別の方針 (都市防災・防犯)]

(1) 都市防災・防犯に関する方針

1) 水害や土砂災害等災害発生リスクを踏まえた対策の強化

① 対策の方針

- ・大河津分水路改修事業などの**計画的な河川改修**を国・県に要望します。
- ・**立地適正化計画の防災指針**に基づき市民と行政が情報を共有し、**リスクの回避・低減**を図ります。
- ・災害の発生するおそれのある地域については、**開発許可制度の運用**により新規の開発抑制を検討します。
- ・土砂災害防止施設の整備に加え、急傾斜地の災害防止の機能として**森林の適正管理**を図ります。

② 都市基盤整備の方針

- ・避難路、**一時避難場所となる公園・空き地等の確保**を推進します。
- ・排水施設の整備や**市街地冠水防止対策**を推進します。
- ・**狭隘道路の拡幅等**を検討します。
- ・重要給水施設への管路を優先的に耐震化することで、**有事の際のライフラインの確保**を図ります。
- ・**防災拠点機能の充実**を図ります。

2) 被災後を想定した防災機能の充実

- ・被災後、早期に的確な復興を実現するため、**復興まちづくりへの事前準備を検討**します。
- ・市街地復興に向けた準備として、地域コミュニティとの意思疎通を図ります。

3) 防犯・交通事故対策の推進

- ・犯罪・交通事故のない**安全な都市環境を形成**します。
- ・地域コミュニティでの**自主防犯活動等**による、子どもたちの安全性の向上を図ります。

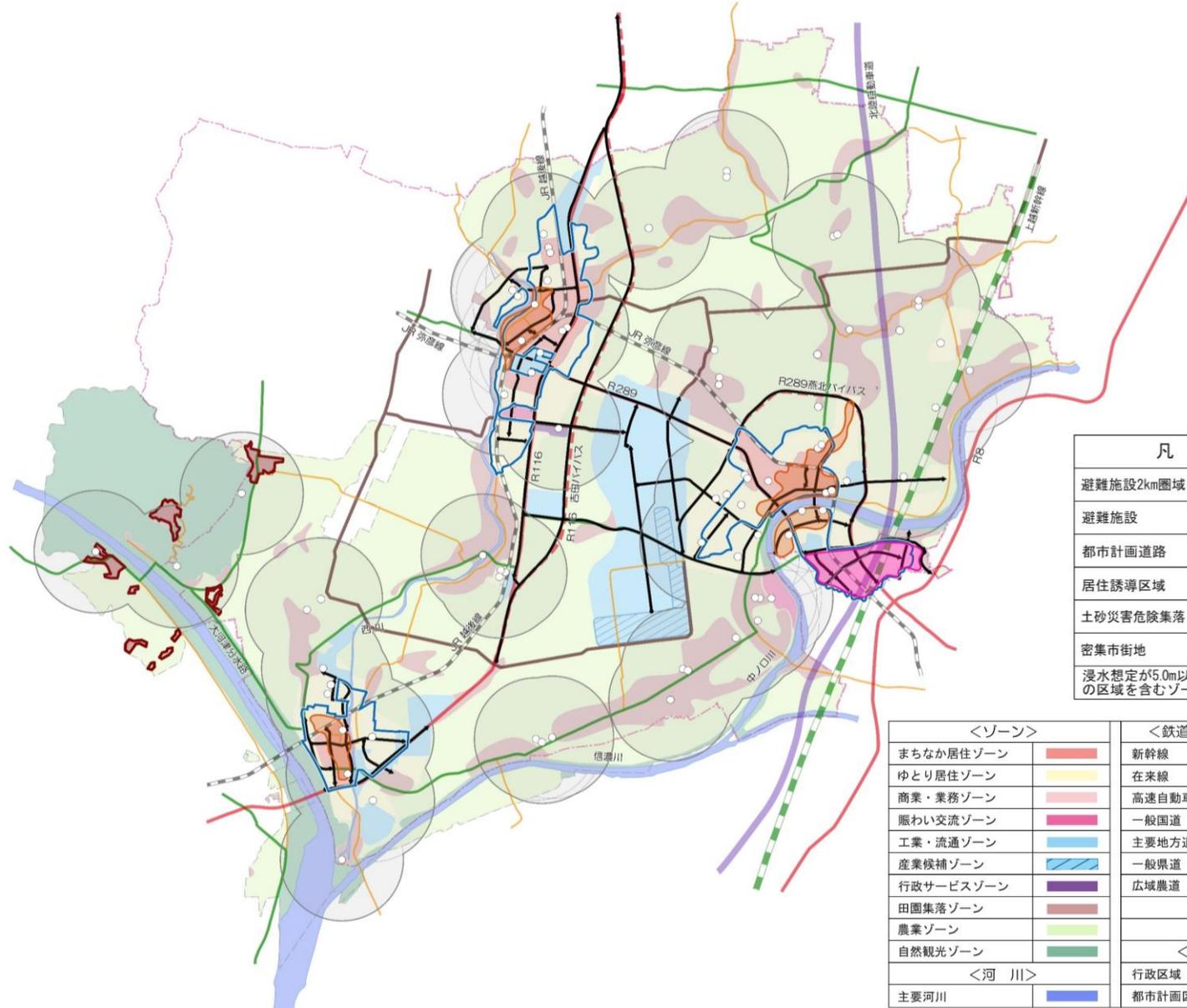
4) 効率的な管理

- ・総合防災訓練への参加促進や**自主防災組織の形成等**を推進します。
- ・防災訓練やハザードマップを活用した情報発信により、**防災意識の醸成**を図ります。

11. 全体構想 [分野別の方針 (都市防災・防犯)]

都市防災・防犯方針図

500m 0 500 1000 1500



凡 例	
避難施設2km圏域	
避難施設	
都市計画道路	
居住誘導区域	
土砂災害危険集落	
密集市街地	
浸水想定が5.0m以上の区域を含むゾーン	

<ゾーン>		<鉄道・幹線道路>	
まちなか居住ゾーン		新幹線	
ゆとり居住ゾーン		在来線	
商業・業務ゾーン		高速自動車道	
賑わい交流ゾーン		一般国道	
工業・流通ゾーン		主要地方道	
産業候補ゾーン		一般県道	
行政サービスゾーン		広域農道	
田園集落ゾーン			
農業ゾーン			
自然観光ゾーン			
<河 川>		<区 域>	
主要河川		行政区域	
		都市計画区域	

12. 全体構想 [分野別の方針(観光・文化・スポーツ・レクリエーション)]

(1)観光・文化・スポーツ・レクリエーションに関する方針

1)地域資源の活用

①観光・文化・レクリエーション

- ・市の産業の歴史を伝える燕市産業史料館等を歴史文化の拠点として位置付け、機能の充実に努めます。
- ・燕市総合文化センター周辺は、市民が芸術文化に触れる場としての改善や充実に努めます。
- ・**ものづくりの技**を地域の資源として活かした魅力的な**産業観光の推進**と**積極的な情報発信**を行います。
- ・**自然景観・歴史景観を活用した観光振興**を図ります。

②スポーツ

- ・体育館等スポーツ・レクリエーション施設の改修や機能の充実に努めます。
- ・スポーツと観光など**他分野との連携強化**を図ります。

③交流・応燕(援)人口の拡大

- ・近隣自治体や関係機関と連携した**広域的な観光PR**など、エリアの誘客増加のための取組により、広域観光を推進します。
- ・海外からの誘客を推進するため、観光施設の案内看板等の多言語化に取り組みます。

2)観光ネットワークの形成

- ・近隣観光連携軸の沿道環境整備の促進を関係機関に働きかけることにより、**魅力的な道路空間の創出**を図ります。
- ・地域内観光連携軸については、自転車通行空間の整備により**自転車ネットワークの形成**を図ります。また、文化・交流拠点において、情報発信やサインの設置などの環境整備を行い、**回遊性の向上**を図ります。

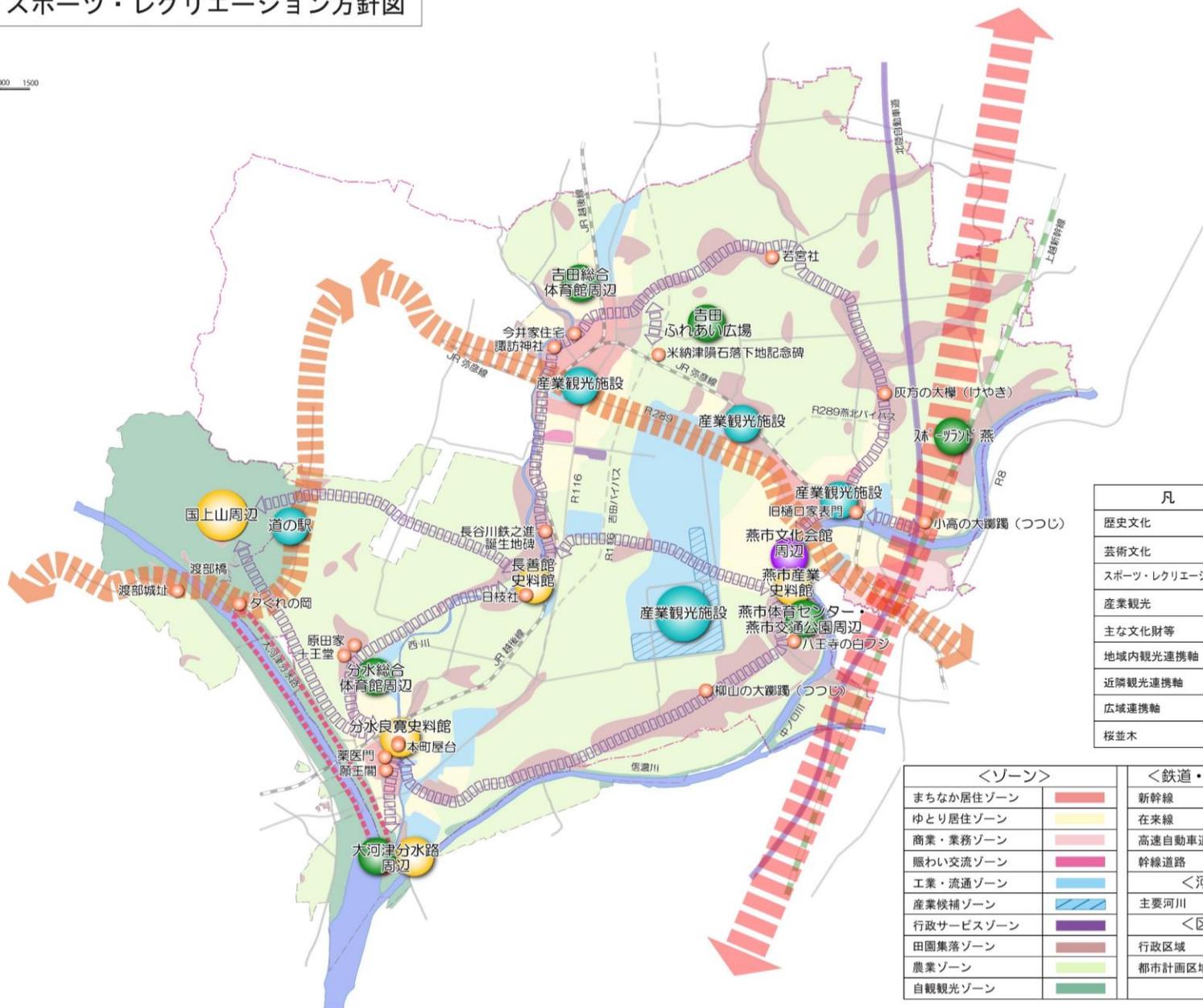
3)施設の持続可能な整備と維持管理

- ・「建物系公共施設保有量適正化計画」に基づき、スポーツ施設等の**既存機能の充実や施設集約**を推進します。

12. 全体構想 [分野別の方針(観光・文化・スポーツ・レクリエーション)]

観光・文化・スポーツ・レクリエーション方針図

500m 0 500 1000 1500



凡 例	
歴史文化	●
芸術文化	●
スポーツ・レクリエーション	●
産業観光	●
主な文化財等	●
地域内観光連携軸	◀◀◀◀
近隣観光連携軸	◀◀◀
広域連携軸	◀◀◀
桜並木	◌◌◌◌

<ゾーン>	
まちなか居住ゾーン	■
ゆとり居住ゾーン	■
商業・業務ゾーン	■
賑わい交流ゾーン	■
工業・流通ゾーン	■
産業候補ゾーン	■
行政サービスゾーン	■
田園集落ゾーン	■
農業ゾーン	■
自観観光ゾーン	■

<鉄道・幹線道路>	
新幹線	■
在来線	■
高速自動車道	■
幹線道路	■
<河 川>	
主要河川	■
<区 域>	
行政区域	■
都市計画区域	■

13. 地区別構想 [燕地区]

■地区の将来像

ものづくり産業が発展し多様な人々が行き交うまち
～産業と居住の調和が取れた暮らし～

(1)ものづくり産業の拡充と多様な交流を育む拠点づくり

○小池工業団地等産業拠点の拡充

・大規模な工業地や生産物流拠点の開発需要に応じた**効率的な基盤整備**などを推進するとともに、工業系用途地域内の低未利用地の解消を図ります

○大曲における新たな賑わい交流拠点の形成

・全天候型子ども**遊戯施設**の周辺施設との連携を考慮した**基盤整備**や、周辺の土地利用を検討します。

○商業・業務拠点の拠点性強化

・上越新幹線燕三条駅周辺の地域は、交通結節機能拡充の他、**商業・業務機能のより一層の集積**を図ります。
・須頃郷第1号公園は、民間のノウハウを活用した活力創出を図ります。

(2)広域交通の利便性を活かしたネットワーク形成

○交通結節点における拠点性向上

・上越新幹線燕三条駅や北陸自動車道三条燕IC周辺は、パークアンドライド施設の拡充検討や**乗換利便性の向上**を図ります。

○国道289号等における地域連携軸の強化

・燕北バイパス整備等により、**渋滞解消**を図ります。また、沿線の無秩序な開発を抑制しつつ**適地への土地利用誘導**を図ります。

○過度に自動車に依存しない都市交通の実現

・利便性の高い公共交通の提供による賑わい創出、全天候型子ども遊戯施設の整備等の**交通需要の変化に伴う公共交通ネットワークの見直し**を図ります。

(3)住みたくなる魅力的な居住環境づくり

○立地適正化計画によるまちなかの居住促進

・JR燕駅周辺及び国道289号沿道エリアは都市機能増進施設の集積とともに、周辺への居住誘導を図ります。

○中心市街地の商店街の活性化

・移住者や若者と協働で取り組むイベント開催等、商店街活性化を支援するとともに、空き家等の活用を支援します。

○市街地等における住宅と混在する工場の解消

・特別工業地区指定の見直しを検討します。

○田園集落のゆとりある住環境の保全

・収穫体験等の**農地の観光利用**を検討します。また、農地の適切な**開発の規制、誘導**を行いつつ、**良好な住環境の維持・形成**、公共交通の確保を図ります。

(4)歴史文化や既存ストック等の地域資源を活かした魅力づくり

○地場産業のブランド強化と金属加工産地の発展

・オープンファクトリー等、**産業観光資源を活かした回遊**ルートや、観光受け入れ態勢整備の支援策を検討します。

○歴史文化資源の保存と活用

・地域の歴史・文化を継承する仕組みづくり、祭りの継続等を支援します。また、**水道の塔**は文化財として**保存・活用**を図ります。

○既存公園・スポーツ施設の活用と市民の健康増進

・大曲河川公園や身近な公園・緑地の適切な維持管理を図るとともに、**歩きたくなる歩行環境**の整備を検討します。

○大規模跡地の活用(燕労災病院、旧燕工業高校)

・跡地の**都市的土地利用**を検討します。

(5)安全・安心なまちづくり

○市街地等の防災性向上

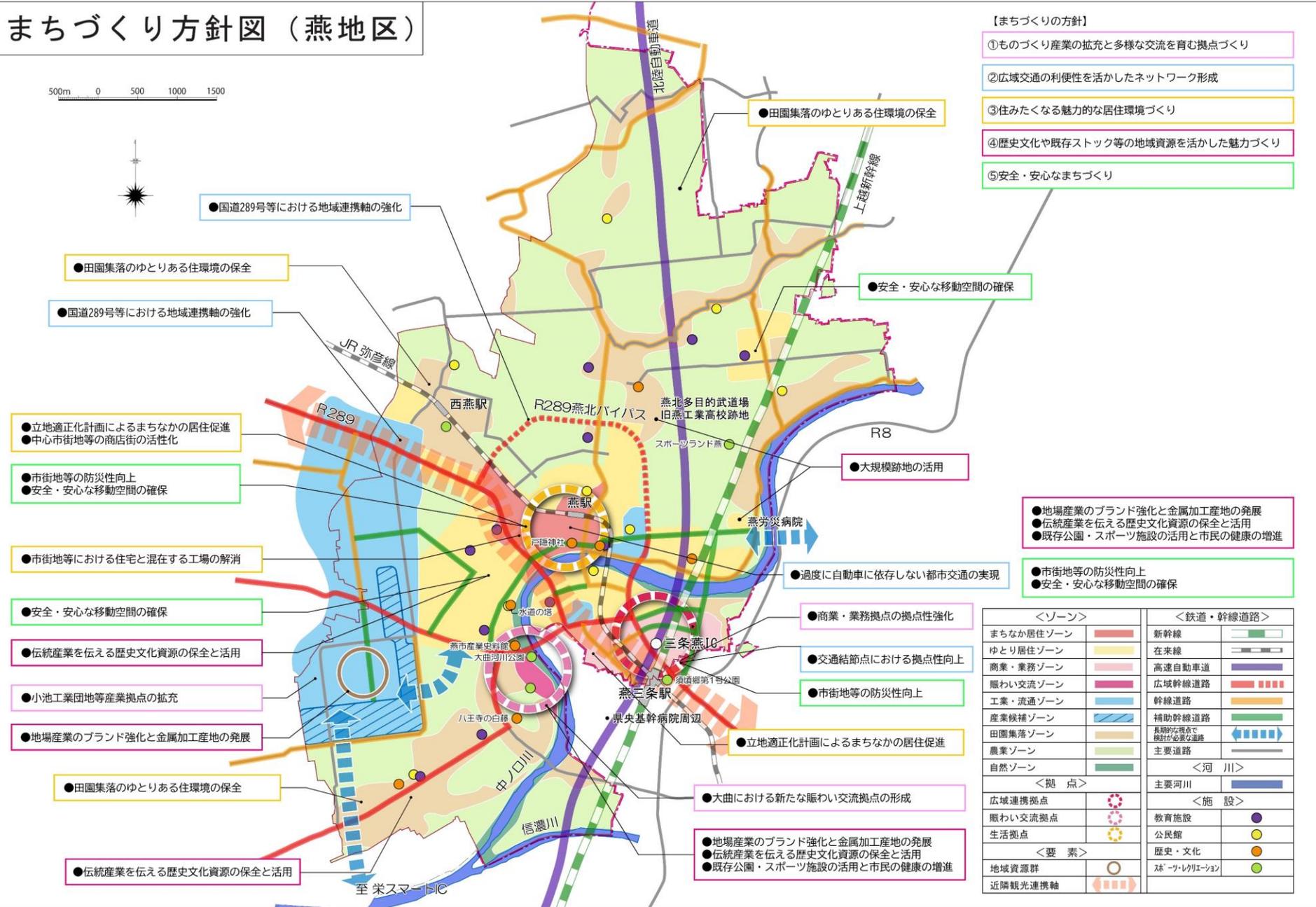
・密集市街地の改善、浸水リスクの高い地域の防災拠点の機能充実、避難場所の事前周知、市民の防災意識の醸成を図ります。

○安全・安心な移動空間の確保

・通学路等の歩道の整備や生活道路の交通量減少を図ります。

まちづくり方針図 (燕地区)

500m 0 500 1000 1500



【まちづくりの方針】

- ①ものづくり産業の拡充と多様な交流を育む拠点づくり
- ②広域交通の利便性を活かしたネットワーク形成
- ③住みたくなる魅力的な居住環境づくり
- ④歴史文化や既存ストック等の地域資源を活かした魅力づくり
- ⑤安全・安心なまちづくり

- 地場産業のブランド強化と金属加工産地の発展
- 伝統産業を伝える歴史文化資源の保全と活用
- 既存公園・スポーツ施設の活用と市民の健康の増進

- 市街地等の防災性向上
- 安全・安心な移動空間の確保

<ゾーン>		<鉄道・幹線道路>	
まちなか居住ゾーン		新幹線	
ゆとり居住ゾーン		在来線	
商業・業務ゾーン		高速自動車道	
賑わい交流ゾーン		広域幹線道路	
工業・流通ゾーン		幹線道路	
産業候補ゾーン		補助幹線道路	
田園集落ゾーン		長期的な視点で検討が必要な道路	
農業ゾーン		主要道路	
自然ゾーン		<河川>	
<拠点>		主要河川	
広域連携拠点		<施設>	
賑わい交流拠点		教育施設	
生活拠点		公民館	
<要素>		歴史・文化	
地域資源群		ｽｰﾌﾟｰｸﾞ/ｸﾞﾚｲｼﾞｮﾝ	
近隣観光連携			

14. 地区別構想 [吉田地区]

■地区の将来像

良好な交通アクセスと都市機能の
集積による住みやすいまち
～地理的ポテンシャルを活かした質の高い暮らし～

(1) 市民に親しまれる拠点づくり

○市役所周辺の行政拠点機能の強化

・国道116号吉田バイパス整備に合わせた拠点形成のため、公共施設及び生活利便施設の集積を図ります。

○新たな賑わい交流拠点の形成

・卸売市場の新築移転に伴い、周辺の商業施設や住宅等の適正な土地利用を促進します。

(2) 交通軸が交差する立地を活かした人が集まりやすい地域づくり

○国道116号、国道289号等における地域連携軸の強化

・アクセス性の向上を促進し、人流・物流の活性化、企業立地の促進、産業の振興を図ります。

○国道116号吉田バイパス整備に係る計画的な土地利用

・既成市街地の賑わいの確保に努めるとともに、バイパス沿道の優良農地の保全、交差部のアクセス性を活かした土地利用の誘導を図ります。

○交通結節点機能の強化

・JR吉田駅の交通結節点機能の強化を検討します。
・公共施設周辺の歩行空間形成等、アクセス性向上を図ります。

○観光連携軸の強化

・国道289号を近隣観光連携軸として位置づけ、強化を図ります。

○過度に自動車に依存しない都市交通の実現

・鉄道の利用拡大に向け、住民ニーズを踏まえた利便性の高い公共交通ネットワークの形成に向けた検討を進めます。

(3) 住みたくなる魅力的な居住環境づくり

○立地適正化計画によるまちなかの居住促進

・JR吉田駅周辺及び国道116号沿道エリアは都市機能増進施設の集積とともに、周辺への居住誘導を図ります。

○中心市街地の商店街の活性化

・商店街関係者が協働で取り組むイベント等、商店街活性化を支援するとともに、空き家の活用検討を支援します。

○田園集落のゆとりある住環境の保全

・環境悪化のおそれのある土地利用を抑制し、良好な住環境の維持・形成、公共交通の確保を図ります。

(4) 歴史文化や既存ストック等の地域資源を活かした魅力づくり

○歴史文化資源の保存と活用

・地域の歴史・文化継承するための仕組みづくり、祭り等を継続する組織の活動を支援します。

○市民の原風景である田園集落景観の保全

・農地の環境・景観の保全を図るため営農条件の良好な農地の生産環境を維持し、作物のブランド化や生産性向上を推進します。

○市民の健康づくりと憩いの場の充実

・吉田ふれあい広場や身近な公園・緑地、健康増進施設の適切な管理を図ります。

(5) 安全・安心なまちづくり

○市街地等の防災性向上

・密集市街地の改善、浸水リスクの高い地域の防災拠点の機能充実、避難場所の事前周知、市民の防災意識の醸成を図ります。

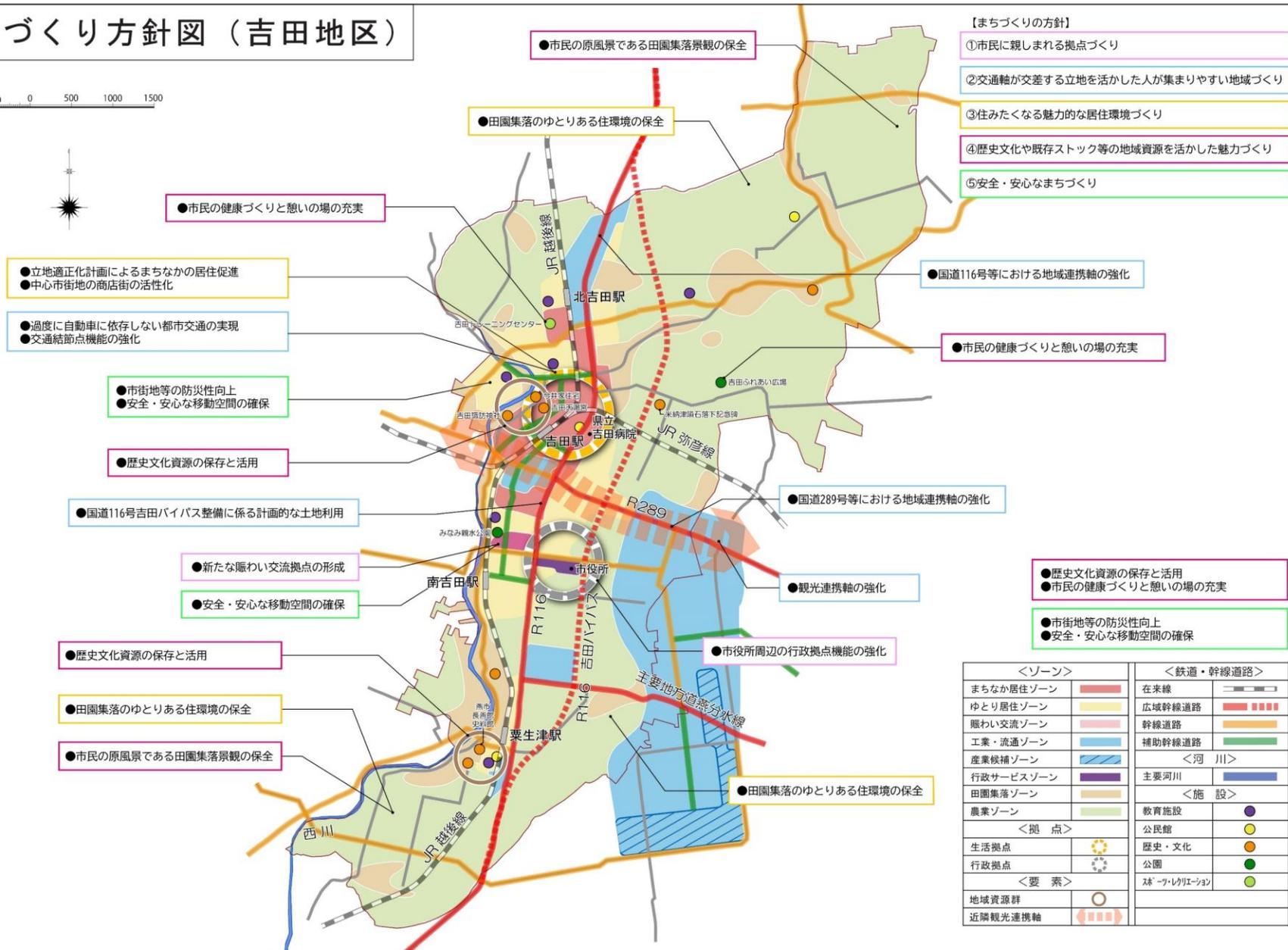
○安全・安心な移動空間の確保

・通学路を中心とした歩道の整備を進めます。

14. 地区別構想 [吉田地区]

まちづくり方針図 (吉田地区)

500m 0 500 1000 1500



- 【まちづくりの方針】
- ①市民に親しまれる拠点づくり
 - ②交通軸が交差する立地を活かした人が集まりやすい地域づくり
 - ③住みたくなる魅力的な居住環境づくり
 - ④歴史文化や既存ストック等の地域資源を活かした魅力づくり
 - ⑤安全・安心なまちづくり

<ゾーン>		<鉄道・幹線道路>	
まちなか居住ゾーン		在来線	
ゆとり居住ゾーン		広域幹線道路	
賑わい交流ゾーン		幹線道路	
工業・流通ゾーン		補助幹線道路	
産業候補ゾーン		<河川>	
行政サービスゾーン		主要河川	
田園集落ゾーン		<施設>	
農業ゾーン		教育施設	
<拠点>		公民館	
生活拠点		歴史・文化	
行政拠点		公園	
<要素>		緑・パークエリア	
地域資源群			
近隣観光連携			

15. 地区別構想 [分水地区]

■地区の将来像

豊かな自然と歴史に囲まれた観光のまち
～様々なふれあいがあふれる、ゆとりある暮らし～

(1) 市民に親しまれる拠点づくり

○国上山周辺の観光エリアの強化

・アウトドア・レジャーと歴史・文化を活かした観光エリアとして道の駅国上でのイベント等、観光拠点機能強化を図ります。

○大河津分水路の観光資源としての活用

・歴史を後世に伝え、市民の郷土愛の醸成に繋げるとともに、インフラ資産等の観光資源としての活用を図ります。
・桜並木の復活を目指し、市民等の活動を支援するとともに市外の人材との交流による交流・応燕(援)人口の増加を促進します。

(2) 交通軸を活かした観光・交流の空間づくり

○国道116号や主要幹線道路における地域連携軸の強化

・アクセス性向上を促進し、人流・物流の活性化、企業立地の促進、産業の振興を図ります。

○交通結節点機能の強化

・JR分水駅の交通結節点機能の強化や、駅周辺の歩行空間の整備を図ります。
・JR越後線は、市民の足として確保に努めます。

○観光連携軸の強化

・弥彦村等の近隣観光地との連携強化を促進します。

○過度に自動車に依存しない都市交通の実現

・鉄道の利用拡大に向け、住民ニーズを踏まえた利便性の高い公共交通ネットワークの形成に向けた検討を進めます。

(3) 住みたくなる魅力的な居住環境づくり

○立地適正化計画によるまちなかの居住促進

・JR分水駅周辺から国道116号沿道エリアは都市機能増進施設の集積とともに、居住誘導を図ります。

○中心市街地の商店街の活性化

・商店街関係者が協働で取り組むイベント等、商店街活性化を支援するとともに、空き家の活用検討を支援します。

○田園集落のゆとりある住環境の保全

・環境悪化のおそれのある土地利用を抑制し、良好な住環境の維持・形成、公共交通の確保を図ります。

(4) 歴史文化や既存ストック等の地域資源を活かした魅力づくり

○良寛ゆかりの地、国上山周辺の魅力を活かした交流・応燕(援)人口の拡大

・道の駅国上の効果を地区全体の活性化に繋げられるよう、公的施設や観光施設などと連携を図ります。

○歴史文化資源の保全と活用

・地域の歴史・文化を継承するための仕組みづくり、祭り等を継続する組織の活動を支援します。

○市民の原風景である田園集落景観の保全

・農地の環境・景観の保全を図ります。

○市民の健康づくりと憩いの場の充実

・大河津分水さくら公園や身近な公園・緑地の適切な管理を図ります。

(5) 安全・安心なまちづくり

○市街地等の防災性向上

・オープンスペースの確保等、密集市街地の改善を図ります。

○安全・安心な移動空間の確保

・通学路を中心とした歩道の整備を進めます。

○土砂災害の安全対策、治水対策の推進

・土砂災害防止施設の整備や森林の適正管理の促進を図ります。
・地域の防災対策の推進や、市民の防災意識の醸成を図ります。

15. 地区別構想 [分水地区]

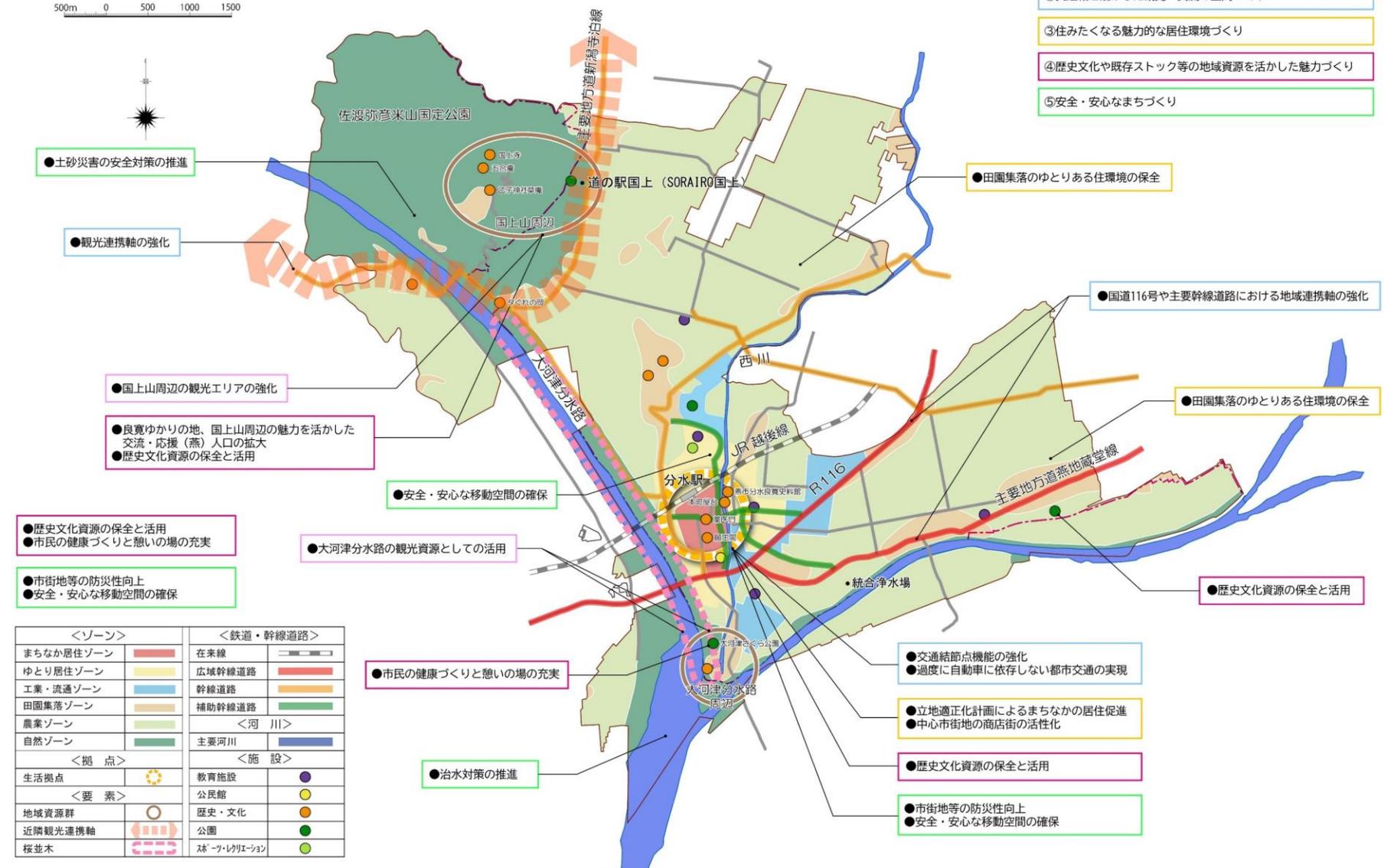
まちづくり方針図（分水地区）

500m 0 500 1000 1500



【まちづくりの方針】

- ①市民に親しまれる拠点づくり
- ②交通軸を活かした観光・交流の空間づくり
- ③住みたくなる魅力的な居住環境づくり
- ④歴史文化や既存ストック等の地域資源を活かした魅力づくり
- ⑤安全・安心なまちづくり



●土砂災害の安全対策の推進

●観光連携軸の強化

●国上山周辺の観光エリアの強化

●良寛ゆかりの地、国上山周辺の魅力を活かした交流・応援（燕）人口の拡大
●歴史文化資源の保全と活用

●歴史文化資源の保全と活用
●市民の健康づくりと憩いの場の充実

●市街地等の防災性向上
●安全・安心な移動空間の確保

●安全・安心な移動空間の確保

●大河津分水路の観光資源としての活用

●市民の健康づくりと憩いの場の充実

●治水対策の推進

●田園集落のゆとりある住環境の保全

●国道116号や主要幹線道路における地域連携軸の強化

●田園集落のゆとりある住環境の保全

●歴史文化資源の保全と活用

●交通結節点機能の強化
●過度に自動車に依存しない都市交通の実現

●立地適正化計画によるまちなかの居住促進
●中心市街地の商店街の活性化

●歴史文化資源の保全と活用

●市街地等の防災性向上
●安全・安心な移動空間の確保

<ゾーン>		<鉄道・幹線道路>	
まちなか居住ゾーン		在来線	
ゆとり居住ゾーン		広域幹線道路	
工業・流通ゾーン		幹線道路	
田園集落ゾーン		補助幹線道路	
農業ゾーン		<河川>	
自然ゾーン		主要河川	
<拠点>		<施設>	
生活拠点		教育施設	
<要素>		公民館	
地域資源群		歴史・文化	
近隣観光連携軸		公園	
桜並木		ｽﾍﾞｰｸﾞﾚｸﾞﾚｰｼｮﾝ	

16. 実現化方策

1. 多様な主体の参画による協働のまちづくり

- **地域の公共的な課題をより効率的に解決し、地域の力を活かした市民と行政とのパートナーシップによるまちづくり**を進めるため、市民、事業者などの多様な主体と市の協働によるまちづくりを推進します。

(1) まちづくりにおける役割分担

■ **市民** | 住民をはじめ、通勤、通学する人、まちづくり協議会などの組織、団体、企業などで活動する人たち

・地域社会への関心 ・身近なまちづくりへの参加・協力

■ **事業者** | 市内に事務所や事業所を置く事業者等のほか、市内で事業活動を行うすべての事業者等

・社会貢献活動 ・活動に対しての側面的な支援

■ **行政** | 燕市、新潟県、国

・体制の整備 ・情報共有、相互理解の促進 ・人材育成



図. まちづくりにおける役割分担

(2) 協働のまちづくりの手法・制度の活用

まちづくりへの市民参加を支援するための支援策等を推進します。

■ **市民参加の機会充実**（まちづくり協議会、多面的機能支払交付金事業等）

■ **情報の発信と共有**（広報・ホームページやパンレット等）

■ **財源確保と民間活力の活用**（PPP/PFI手法をはじめとする民間活力導入やクラウドファンディング等）

(3) 都市計画法などによる規制・誘導

都市計画法による各種規制や誘導手法及び**都市計画事業**の他、関連する**まちづくりの事業や制度**の運用を図ります。また、必要に応じて国や県、周辺市町村との調整・連携などを行います。

■ **関係法令の運用**

■ **分野の横断的な連携**

■ **関係機関(国・県・周辺市町村)との連携・調整**

16. 実現化方策

(4) まちづくりにおけるDX(デジタル・トランスフォーメーション)の推進

DXの推進により、**都市のスマート化**を図り、**円滑な交通・移動**の実現や**エネルギーの最適化**などによる質の高い暮らしを目指します。

■円滑な交通・移動の実現

○MaaSの概念等をはじめとしたデジタル技術の活用による、公共交通の利便性向上を推進します。

■エネルギーの最適化

○デジタル技術を活用した、エネルギーの見える化やスマートライティング化等の環境負荷軽減に繋がる取組を進めます。

(5) 持続可能な開発目標(SDGs)への貢献

SDGsが目指す、**持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現**のため、都市計画マスタープランで示す取り組みにより、人口減少、少子・高齢化が進行する中においても快適に暮らせる**持続可能なまちづくりを進めていきます。**

【SDGs17の目標】

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



16. 実現化方策

2. 都市計画マスタープランの進行管理

(1) PDCAサイクルによる進行管理

- 都市計画マスタープランの進行管理は、PDCAサイクルの考え方に基づき、計画の評価・改善を定期的に繰り返すことによって実行していきます。

(2) 都市計画マスタープランの見直し

- 都市計画マスタープランは、計画策定から20年後となる令和24年を目標とした計画となりますが、時間の経過とともに、燕市における人口動態の変化や新規プロジェクトの立ち上げなど、都市を取り巻く状況の変化や、都市計画法をはじめとする関係法令の見直しなどが予想されることから、状況に応じた柔軟な見直しを行います。

